

- 1 障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定のため、法定雇用率を設定している(現在の民間事業主の法定雇用率・・・2.0%)。
- 2 一方、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度(障害者の雇用義務を軽減)を設けていた。

(参考)雇用すべき障害者数の算定方法(一般の民間企業)

雇用すべき障害者数 = (常用雇用労働者数 - 除外率相当の労働者数) × 2.0%

除外率は、それぞれの業種における障害者の就業が一般的に困難であると認められる職種の割合に応じて決められていた。

- 3 具体的な除外率については、数次の改正を経て、現在では別紙のとおりとなっている。

<別紙>

| 除外率設定業種 | 除外率 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。) ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) | 5% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 | 10% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) | 15% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。) | 20% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・港湾運送業 | 25% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 | 30% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・林業(狩猟業を除く。) | 35% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・金属鉱業 ・児童福祉事業 | 40% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。) | 45% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・石炭・亜炭鉱業 | 50% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・道路旅客運送業 ・小学校 | 55% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 | 60% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・船員等による船舶運航等の事業 | 80% |